

認定こども園・新制度幼稚園ご利用中のみなさまへ



～無償化についてのお知らせ～



10月から保育料などの無償化がはじまります。

認定こども園、新制度幼稚園をご利用の方の無償化は次の表のとおりです。

※子どもの年齢・認定区分、世帯の課税区分により変わります。

【無償化対象】

施設等区分 年齢 課税区分	新制度幼稚園・ 認定こども園（1号）	
	幼児教育 保育料	預かり保育利用料 （一時預かり）
3、4、5歳児	◎	○※ （450円×利用日数/月）
満3歳児（3歳誕生日後） （市町村民税非課税世帯）	◎	○※ （450円×利用日数/月）
満3歳児（3歳誕生日後） （市町村民税課税世帯）	◎	×
満3歳未満児（3歳誕生日前）	×	×

施設等区分 年齢 課税区分	認定こども園（2・3号）	
	保育料	延長保育
3、4、5歳児	◎	×
0、1、2歳児 （市町村民税非課税世帯）	◎	×
0、1、2歳児 （市町村民税課税世帯）	×	×

凡例

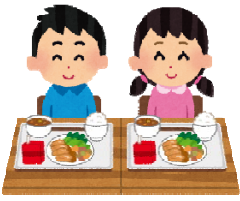
- ◎：全額無償
- ×：無償化対象外
- ：無償化（月額上限あり）
- ※：「保育の必要性の認定」が必要

■ご注意ください

1. 無償化される「保育料」「利用料」には、「実費」を含みません。
※実費とは：給食費、制服代、日用品費、行事費、PTA会費などです。
2. 認定こども園（1号認定）や新制度幼稚園の在園児で、その園の預かり保育を利用している場合、これらに加え、認可外保育施設（町内なし）、保育園での一時預かり、病児保育を利用しても無償化の対象とはなりません。
3. 教育・保育給付の2・3号認定を持ち、現に認定こども園を利用している場合、認定こども園の利用に加え、認可外保育施設（町内なし）、保育園での一時預かり、病児保育を利用しても無償化の対象とはなりません。



給食費の取り扱いについて



●現在、3歳～5歳児（1・2号認定）の主食代（お米など）、

副食代（おかず代）については、実費分の負担として

まとめて給食費として認定こども園等にお支払いいただいています。



●令和元年10月以降（無償化後）は、主食代・副食代の給食費を

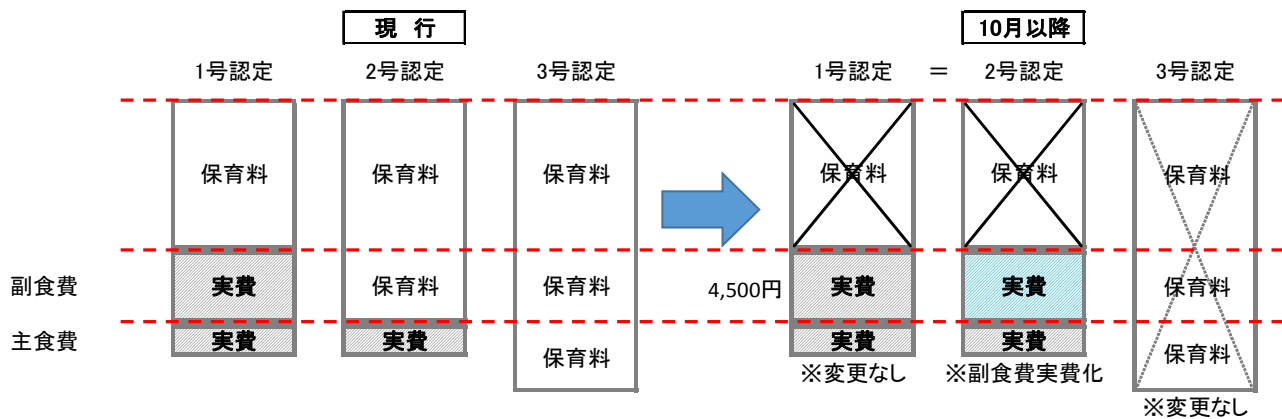
まとめて認定こども園等にお支払いいただくことになりませんが、

副食代は、月額4,500円を基本として設定されます。

※なお、副食代は、世帯の収入によって減免の対象となる場合があります。

また、第3子以降はみなさん副食代減免の対象となります。

■制度変更のイメージ図



- 【用語説明】
- 主食費** : ご飯、パン、麺類などいわゆる主食にかかる費用
 - 副食費** : いわゆる「おかず」代
 - 給食費** : 主食費と副食費を合わせた費用
 - 保育料** : 保育所等利用にかかる費用として保護者が負担するもので、世帯の収入に応じて支払金額が変わる「応能負担」のしくみとなっている。
 - 実 費** : 実費として、保護者が園に（原則）均一に支払う費用。ただし、年収360万円未満相当世帯の副食費は免除対象となる。

※3号認定は非課税世帯が無償化（給食代含む）

【問い合わせ】芦屋町役場 健康・こども課 子育て支援係

電話：093-223-3537